

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第870回）
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

【議題1】

＜第4条：地震による損傷の防止＞

（論点I-4「屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方」）

- 3次元静的解析において、2次元動的解析から抽出する地震時荷重の代表性について、詳細設計段階で説明すること。

＜第5条：津波による損傷の防止＞

（論点3「防波壁の構造についての設計方針及び構造成立性」のうち設計方針）

〔鋼管杭式逆T擁壁〕

- 杭先端の根入れ長が短くなっており、杭先端のせん断抵抗が十分に発揮されないことが考えられることから、杭先端のせん断抵抗に期待しない設計方針を検討し、構造成立性について科学的根拠をもって説明すること。
- 改良地盤及びグラウンドアンカーの緊張力により、水平力に抵抗できるメカニズムとなっていることを踏まえて、これらを設計に反映して説明すること。
- RC床板部（③断面）に関して、逆T擁壁の下の改良地盤が不足している部分の影響について、設計方針を再整理して説明すること。

〔波返重力擁壁〕

- ケーソンの構造成立性評価について、以下の4つの観点で説明すること。
 - ・ 基準地震動 S_s に対して、隔壁、底盤、フーチングが塑性化した場合であっても、一体構造の側壁等が弾性状態に留まり、かつ止水性能を確保できて、防波壁としての構造が耐地震・耐津波設計の観点から成立する見通しであることを説明すること。
 - ・ 3次元静的解析の地震時の隔壁の変形状態、ひび割れ状態を示した上で、止水性能が求められる側壁にどのような影響を与えるのか説明すること。
 - ・ 基準地震動 S_s に対して、隔壁が塑性化した場合の耐津波設計上の配慮の必要性について説明すること。
 - ・ 基準地震動 S_s 未満の地震に対して、隔壁等が塑性化した場合、基準に適合するための維持・管理方法について説明すること。
- 構造成立性の見通しについて、詳細設計段階で荷重の不確かさや地盤のばらつき等で条件が厳しくなった際の対応方針・具体例について現状の考え方を説明すること。

【議題 2】

＜第 26 条, 第 59 条, 技術的能力 1.16 : 原子炉制御室等＞

- 保守的に設定している評価条件についてパラメータを振って影響を評価し, 再循環運転と加圧運転の手順の選択について, 理由を明確にして説明すること。
- 設備上の検討の経緯について資料に示して説明すること。

＜第 34 条, 第 61 条, 技術的能力 1.18 : 緊急時対策所＞

特になし

＜技術的能力 1.0 : 重大事故等対策における共通事項 (体制関係) ＞

特になし

＜第 31 条, 第 60 条, 技術的能力 1.17 : 監視測定設備＞

- 可搬式モニタリング・ポストを代替測定場所に配置する手順を明確にすること。

＜有効性評価 : 炉心損傷防止, 格納容器破損防止＞

特になし

＜重大事故対処設備 : 格納容器フィルタベント系＞

特になし

＜重大事故対処設備 : 残留熱代替除去系＞

特になし

＜重大事故対処設備 : 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備＞

特になし

以上